

民間競争入札実施事業

「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業の概要等

事項	内容
事業概要	<p>本事業は、水質汚濁物質排出量総合調査（以下「総合調査」という。）における調査関係用品の印刷・配布、調査客体名簿の作成、電子調査票の作成、調査票の回収・受付・督促、照会対応、個票検査、データ入力、調査結果集計・分析及び報告書作成等に係る業務並びに水質汚濁防止法等の施行状況調査（以下「施行状況調査」という。）における個票検査、調査結果集計・分析及び報告書作成等に係る業務である。</p> <p>なお、総合調査は平成29年度、令和元年度及び令和3年度の隔年実施である。</p>
実施期間	平成29年7月7日から令和4年3月31日まで
受託事業者	株式会社ピーシーサポートサービス
契約金額（税抜）	44,000,000円
入札の状況	2者応札（説明会参加＝3者／予定価内1者）
事業の目的	<p>総合調査は、水質汚濁防止法の規制対象事業場における水質汚濁物質の排出量等の動向を明らかにし、排水基準の設定及び見直しのための基礎資料を整備することを目的とする。</p> <p>施行状況調査は、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び湖沼水質保全特別措置法に定められた各規定の施行状況について、その件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的とする。</p>
選定の経緯	本事業については、より高い質の確保を図るという観点から、公共サービス改革基本方針（平成20年12月19日閣議決定）別表において、新規事業として決定されたもの。
特記事項 （改善指示・法令違反行為等の有無）	特になし

II 確保されるべき質の達成状況及び評価

1. 事業の質に関する評価

(1) 「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査における民間競争入札実施要項」(以下「実施要項」という。)において、業務遂行にあたり確保されるべき質として求められるものとした回収率及び結果の正確性に関する民間事業者の実施状況及び評価は次のとおりである。

① 実施状況

a 回収率

ア) 回収率の状況

総合調査における回収率については、表1のとおり平成29年度が73.7%、令和元年度が73.9%であり、回収率目標値の80%程度を下回った。

なお、水質汚濁防止法第14条第1項により排水濃度の測定・記録・保存は事業者の義務として定めてある。本調査は、これらのデータについて、統計を作成することを目的として、統計法(平成19年法律第53号)第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査として協力をお願いした統計調査である。

表1 総合調査における調査客体数、回答数および回収率

	平成29年度	令和元年度	目標回収率
調査客体数	33,062	32,012	—
回答数	24,376	23,651	—
回収率	73.7%	73.9%	80%程度

イ) 督促等の状況

受託事業者は調査票未提出の調査客体に対して電話等による督促を行った。督促件数および督促により提出された回答数は、表2のとおりである。

表2 総合調査における督促数および督促による回答数

	平成29年度	令和元年度
督促件数	9,037	9,328
督促による回答数	2,151	4,121

b 結果の正確性

ア) 調査客体からの照会への対応

調査客体からの回答精度等の向上のため、調査客体からの照会対応を行った。受託事業者が行った調査客体からの照会への対応の状況を以下にまとめる。

平成29年度総合調査では、平成29年10月1日～平成29年12月31日の期間に問合せ等の対応を行った。問合せの総数は、表3-1のとおり電話・FAXで2,099件、電子メールで600件あった。

令和元年度総合調査では、令和元年10月1日～令和元年12月31日の期間に問合せ等の対応を行った。問合せの総数は、表3-2のとおり電話・FAXで2,169件、電子メールで255件あった。

また、調査客体の利便性向上のため、受託事業者はホームページ上に、「よくある問合せ内容」を掲載し、調査票や記入要領等がダウンロードできるページを開設した。

表 3-1 調査客体からの照会件数（平成 29 年度総合調査）

月	方法別		内容別							
	電話 ・FAX	電子 メール	調査票個別内容				全般	苦情	再送 依頼	住所 変更
			A	B	C	D				
10 月	1,912	483	98	463	28	33	1,686	15	19	53
11 月	178	105	9	33	5	3	169	4	0	60
12 月	9	12	0	2	0	0	19	0	0	0
計	2,099	600	107	498	33	36	1,874	19	19	113

凡例 A：産業分類の記入
 B：稼働コード、排水量又は排水処理方法の記入
 C：生活環境項目に係る排水濃度の記入
 D：有害物質に係る排水濃度の記入

表 3-2 調査客体からの照会件数（令和元年度総合調査）

月	方法別		内容別							
	電話 ・FAX	電子 メール	調査票個別内容				全般	苦情	再送 依頼	住所 変更
			A	B	C	D				
10 月	1,876	182	86	232	44	18	1,556	20	62	40
11 月	219	61	3	14	3	1	234	8	11	6
12 月	74	12	0	1	1	0	82	0	2	0
計	2,169	255	89	247	48	19	1,872	28	75	46

凡例 表 3-1 と同様

イ) 疑義照会対応

総合調査において、受託事業者は調査客体から回答のあった調査票について、実施要項の調査票審査項目に基づく審査を実施した。回答されるべき項目が欠如している等が見受けられた場合には、その都度電話及びメールにより問合せを行った。また、回答内容に疑義が生じた場合も照会を実施した。

疑義照会件数は、表 4-1 のとおりである。

表 4-1 調査票の疑義照会対応件数（総合調査）

	事業場数	件数	調査票個別内容別			
			A	B	C	D
平成 29 年度	630	630	22	237	336	35
令和元年度	744	744	30	284	404	26
計	1,374	1,374	52	521	740	61

凡例 表 3-1 と同様

施行状況調査において、受託事業者は自治体から報告のあった調査票について、実施要項の調査票審査項目に基づく審査を実施した。報告されるべき項目が欠如している等が見受けられた場合には、その都度電話及びメールにより問合せを行った。また、報告内容に疑義が生じた場合も照会を実施した。

疑義照会対応件数は、表 4-2 のとおりである。

表4-2 調査票の疑義照会対応件数（施行状況調査）

年度	照会対象 自治体数	照会内容別			
		届出	水濁法 事業場数	瀬戸内海法 事業場数	その他
平成29年度	42	12	33	10	3
平成30年度	44	14	28	8	3
令和元年度	40	21	30	4	3
令和2年度	45	23	39	3	3
計	171	70	130	25	12

② 評価

回収率については、①aのとおり目標回収率を下回ったが、督促については適切に実施されていた。原因の一つに、調査開始時期が10月と遅く、調査期間も1ヶ月と短いことがあるため、改善に向けては調査計画の変更を含めた検討が必要であるとする。結果の正確性については、①bのとおり調査対象者に対して適切に疑義照会がなされていた。総じて公共サービスの質は確保されたものと評価する。

(2) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

公共サービスの質の向上及び委託業務の適正な実施を図るため、業務調達時や業務実施時における民間事業者から提案のあった主な改善事項については、次のとおり実施されている。

① 改善状況

- ・ ホームページにおいては、記入例及びオンライン回答方法についても掲載した。また、ナビダイヤルの機能を利用し、時間外アナウンス等、利用者への案内を丁寧に行うこととした。
- ・ 郵便未達情報は都道府県及び水質汚濁防止法政令市に提供し、最新の情報により補完可能な場合は再送のため所在地情報等を追記した。
- ・ 調査客体からの回答について、過年度の調査結果と数値が大きく乖離している場合、現実的な濃度や測定回数になっていない場合に注意して審査を行った。
- ・ 作業のマニュアル化により、効率性、確実性を高めた。
- ・ 作業の機械化、定型化によりデータ集計の効率性、確実性を高めた。

② 評価

本事業については、①改善状況を踏まえ、公共サービスの質の要求水準を満たしている。

2. 実施経費についての評価

本事業においては、総合調査及び施行状況調査の両調査を実施する年度と施行状況調査のみを実施する年度があるが、同条件で検証するため、両調査を実施する年度を比較することとする。

表5のとおり、市場化テスト前の平成20年度における調査では21,000千円の経費を要した一方、平成29年度、令和元年度及び令和3年度における調査では12,500千円であることから、8,500千円(40%)削減されている。また、調査1件あたりの経費でも同様に削減されている。これは、契約期間を5年間にしたことによる2年目以降の調査・分析等の効率化・人員削減が可能となったことによる経費削減効果があったものと評価することができる。

表5 従来経費及び実施経費の比較

項目	平成 20 年度 (従前経費)	第 2 期 (平成 25、27 年度)	第 3 期 (平成 29 年度、令和元、3 年度)
経費	21,000 千円	約 15,200 千円	12,500 千円
増減額	—	−5,800 千円	−8,500 千円
増減率	—	28%減	40%減
調査 1 件あたりの経費	538 円	477 円	368 円
調査 1 件あたりの増減額	—	−61 円	−170 円
調査 1 件あたりの増減率	—	11%減	32%減

III. 競争性改善のための取組

競争性の改善を目的に、以下の取組を実施した。

- (1) 共同体による参入の許容
- (2) 業務の一部再委託可能であることを明確化
- (3) 入札参加資格の拡大
 - ・ 等級を「役務の提供」の「調査・研究」における「A」、「B」又は「C」から「A」、「B」、「C」又は「D」に拡大
 - ・ 事業資格、実績について、実績を 2 万件程度の調査票の保存、処理から、2 千件程度に緩和
 - ・ 業務の主たる従事者に求めていた、「環境計量士（濃度関係）」及び「情報処理技術者試験」等の技術系資格を、資格の保有を問わないに変更
- (4) 業務量の削減

紹介対応マニュアル作成の免除、「依頼文」及び「送付用封筒」（約 24,000 枚）は環境省において準備
- (5) スケジュールの見直し

公告開始から提案書提出までの期間を、従来の 1 ヶ月半程度から、2 週間程度延長

上記のとおり競争性を改善するための取組を実施してきたところ、2 者から応札され、予定価格内であった 1 者が落札された。しかしながら、応札された他の 1 者の入札価格は予定価格より大幅に超過していた。また、入札説明会に参加したものの応札されなかった業者にヒアリングしたところ、今回の業務は、約 34,000 枚の調査票を取り扱うアンケート分野の他に、オンライン調査票の作成に係るシステム設定の分野及び水質汚濁防止法に関する排水データ等の統計解析を行う分野があり、複数の分野の技術を有する業者となると限定されるのではないかとの回答であった。

本事業においては、上記のとおり共同体による参入を許容するなど、入札参加条件を出来るだけ緩和していることから、更なる新規事業者の参入は難しい状況であると推測される。

IV. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

上記 II. のとおり、本事業の実施にあたり確保されるべき事業の質として設定された要求水準は満たしている。また、実施経費について、市場化テスト導入前の経費と比較すると、約 850 万円（40%）削減されており、経費削減の面でも効果が確認できている。

一方、上記のとおり競争性を改善するための様々な取組を実施し、2者から応札されたが、うち1者の入札価格が予定価格より大幅に超過していた。

(2) 今後の方針

本事業の市場化テストは、今期が第3期目の事業実施であり、事業全体を通じての実施状況は以下のとおりである。

- ①事業実施期間中に、受託民間事業者が業務改善指示等を受け、業務に係る法令違反行為等がなかった。
- ②環境省において、実施状況についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組み（物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会）を備えている。
- ③入札に当たって、2者が応札したが、うち1者の入札価格が予定価格より大幅に超過していた。
- ④対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成している。
- ⑤従来経費と契約金額とを比較して、経費削減の点で効果を上げている。

以上のことから、競争性に課題が残るが、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めないため、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセスの運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）のⅡの1（2）の基準に照らし、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了したい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施機関、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き、法の趣旨に基づき、環境省自ら公共サービスの質の維持向上及びコスト削減等を図る努力をしてまいりたい。